

## 表示付認証機器 ECD における 使用、保管および運搬の条件（認証条件）について

表示付認証機器のガスクロマトグラフ用 エレクトロンキャプチャ ディテクタ (ECD) は、その使用、保管および運搬の条件に従ってご使用いただく場合に限り、表示付認証機器としての特例が適用されます。条件を逸脱した使用には、一般の能放射性同位元素としての手続き等が必要となりますのでご注意ください。

また ECD の使用に際しては、規則 14 条の 6 に基づき様式 4（表示付認証機器使用・仕様変更届）、または様式 36（許可の取り消し、使用の廃止などに伴う措置の報告書）、または様式 37（表示付認証機器使用廃止及び廃止措置計画届）のいずれかを、設置または措置後 30 日以内に原子力規制委員会に提出してください。

### 使用の条件

- ・ ディテクタの使用は機器設置施設（施錠できる部屋）において行ってください。
- ・ 放射性同位元素に近づかないための措置：同一の者が年間 2000 時間を越えてガスクロマトグラフ エレクトロンキャプチャ ディテクタから 50cm 以内に接近しないこと
- ・ 放射線障害防止のための機能を有する部分、すなわちディテクタの分解または組み立てをしたり、放射性同位元素を取り出したりしないこと
- ・ ディテクタおよびキャリアガスの温度が 350 度を超えないようにすること
- ・ キャリアガスとして腐食性のガスを用いないこと
- ・ ディテクタにキャリアガスまたは試料以外の物を入れないこと

### 保管の条件

- ・ ディテクタは、機器設置施設（施錠できる部屋）において施錠して保管してください。
- ・ ディテクタをガスクロマトグラフから取り外さないでください。
- ・ 貯蔵室において又は「放射性」もしくは「RADIOACTIVE」の表示を有する装置に備え付けのまま保管してください（当社では貯蔵/保管用の ECD は販売しておらず、保管用の容器は使用しません。セル交換サービスの販売にて対応しております。）
- ・ 保管中これを持ち運ばないこと。
- ・ 年間使用時間に係る年間の保管時間（表面から 50cm 以内に近づく時間）：同一の者が年間 2000 時間を越えてガスクロマトグラフ エレクトロンキャプチャ ディテクタから 50cm 以内に接近しないこと
- ・

### 運搬の条件

- ・ ディテクタを運搬する場合は、開封された時に見やすい場所に「放射性」または「RADIOACTIVE」の表示を有している容器を用いて、L 型輸送物の基準に従い運搬すること（当社の納品時の梱包、セル交換サービスに伴う運搬は L 型輸送物に相当し、容易に、かつ安全に取り扱うことができます）
- ・ 運搬物の梱包表面に、放射性同位元素が入っていること、運搬途上以外で発見した場合を絶対に開梱せず送

り主に連絡すること、及び運搬途上以外で開梱された状態で発見した場合は内容物に絶対触れず、送り主に連絡すること、を分かりやすい文字で明記すること

- ・ 年間使用時間に係る年間の運搬時間（表面から 50cm 以内に近づく時間）：同一の者が年間 2000 時間を越えてガスクロマトグラフ エレクトロンキャプチャ ディテクタから 50cm 以内に接近しないこと

#### 使用に関する注意

- ・ 表示付認証機器は、使用の開始の日から 30 日以内に法律に定められた所定の手続きをふまなければなりません。使用者は原子力規制委員会に届け出る必要があります。  
（提出先である原子力規制委員会の情報：<http://www.nsr.go.jp/>）
- ・ 消防法による手続きについては、各都道府県の条例を確認し必要な手続を取ってください。
- ・ 表示付認証機器についての告示等で表示の有効期間は定められておりません。しかし、当社では表示付認証機器としての保証を有効期間 5 年としています。有効期間内にセル交換を当社までご依頼ください。
- ・ 前述の認証条件を守るために必要な措置の一環として、注意書きを装置付近の目に付きやすい場所に掲示してください（当社の表示付認証機器 ECD に付属しております）

#### 表示付認証機器ガスクロマトグラフ用 ECD の「注意事項」

1. ディテクタの使用および保管は、機器設置施設（施錠できる部屋）において行ってください。
2. ディテクタをガスクロマトグラフからみだりに取りはずさないでください（ディテクタ交換する場合を除く）
3. ECD の使用にあたっては次のことを守ってください。
  - ① 同一の者が年間 2000 時間を越えてガスクロマトグラフエレクトロンキャプチャディテクタから 50cm 以内に接近しないこと。
  - ② ディテクタから放射性同位元素を取り出さないこと。
  - ③ ディテクタおよびキャリアガスの温度が 350 度を超えないようにすること。
  - ④ キャリアガスとして腐食性のガスを用いないこと。
  - ⑤ ディテクタにキャリアガスまたは試料以外の物を入れないこと。
4. ディテクタを運搬する場合は、開封された時に見やすい場所に「放射性」または「RADIOACTIVE」の表示を有している容器を用いて、L 型輸送物の基準に従い運搬すること。
5. ディテクタを廃棄する場合は、メーカーへ返却ください。一般廃棄物または産業廃棄物と同様の廃棄はしないでください。
6. ディテクタの盗取または所在不明が生じたときは、その旨を直ちに管理責任者へ報告してください。（管理責任者は最寄の警察官または海上保安官への通報、および原子力規制委員会への届出が義務付けられています。）
7. 放射性同位元素の標識は指定された場所に貼り付けた状態でご使用ください。
8. ディテクタは取扱説明書等に記載された注意事項に従ってご使用ください。

図. 装置付近に掲示する注意事項の例

- ・ ECD の廃棄は当社までご依頼ください。一般廃棄物または産業廃棄物としての廃棄はできません。
- ・ 盗難や所在不明等の事故が発生した場合は、直ちに原子力規制委員会および警察官または海上保安官に届け出てください。
- ・ 地震、火災等災害により放射線障害のおそれがある場合、または発生した場合は、直ちに原子力規制委員会および警察官または海上保安官（火災の場合は消防署にも）報告してください。また、応急の処置を講じた場合には、その内容を遅滞なく原子力規制委員会へ届け出てください。
- ・

記載内容は、お断りなく変更することがありますのでご了承ください。また本ドキュメント作成後に改正された法令については反映されておりませんので、常に最新の法令順守をお願いいたします

アジレント・テクノロジー・インターナショナル株式会社

アジレント・テクノロジー株式会社

〒192-8510 東京都八王子市高倉町 9-1

フリーダイヤル 0120-477-111

[www.agilent.com/chem/jp](http://www.agilent.com/chem/jp)

Printed in Japan, March 1, 2020

5991-6820JAJP

DE44206.8809953704